

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年2月19日 東京法務局八王子支局 登記官 宮地良枝

別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0101-2023-30204号	八王子市高月町1094番3
第0101-2023-30215号	八王子市高月町2267番3